(仮称) 熊本市自治基本条例 (素案)

前文

わたしたちが暮らす熊本市は、清らかで豊かな地下水に恵まれ、都市と自然が調和した歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちには、多くの人々のたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、市民一人ひとりの人権と個性を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)　市民　次のいずれかに該当するものをいいます。

ア　市内に居住する者

イ　市内に通勤し、又は通学する者

ウ　市内で事業を営み、又は活動するもの

(2)　市の執行機関等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

(3)　参画　施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。

(4)　協働　それぞれが役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。

(5)　まちづくり　自らが生活し、又は活動している場を快適で魅力あるものにしていく活動をいいます。

（自治の基本理念）

第3条　本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。

(1)　一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。

(2)　自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。

(3)　市民、市議会及び市の執行機関等が信頼し合い、相互に情報を共有し、協働して市政が進められること。

(4)　市自らの意思と責任のもとで市政が行われること。

第2章　市民、市議会及び市の執行機関等の役割

（市民の権利及び役割）

第4条　市民は、自治の基本理念を実現するため、法令に定める権利及び次に掲げる権利を有し、市政に参画します。

(1)　市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利

(2)　市民参画の前提として、市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利

(3)　市政に関し意見を表明し、又は提案する権利

2　市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、まちづくりに取り組みます。

3　市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

（市議会の役割）

第5条　市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めます。

2　市議会議員は、政策立案能力の向上に努めるとともに、市全体の利益のために、誠実に職務を遂行します。

（市の執行機関等の役割）

第6条　市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。

2　市の執行機関等は、次に掲げる事項を基本とし、市政運営を行います。

⑴　市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。

⑵　市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。

⑶　市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げること。

⑷　本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。

3　市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を遂行します。

第3章　参画と協働によるまちづくり

第1節　参画及び協働

（参画及び協働の原則）

第7条　　市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

2　参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

（青少年・子どもの参画）

第8条　青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

2　市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。

（市民参画制度）

第9条　市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。

2　市の執行機関等は、その対象となる事案の性質に応じ、効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

（施策への反映）

第10条　市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

（市民活動団体との協働）

第11条　市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的で自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。

（協働による地域のまちづくり）

第12条　市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。

2　市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めるものとし、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう努めます。

3　市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。

（自治推進委員会の設置）

第１３条　この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

２　委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べることができるものとします。

３　委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。

４　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第２節　住民投票

（住民投票）

第１４条　市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

２　市長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の請求及び発議）

第１５条　市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

２　市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の１２分の１以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

３　市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

第４章　市政運営

第１節　執行体制

（総合計画）

第１６条　市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。

２　市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。

３　市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行います。

（財政運営）

第17条　市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。

2　市の執行機関等は、財政状況について市民に分かりやすい資料を作成し、公表します。

（行政評価）

第18条　市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。

2　市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。

（組織体制）

第19条　市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。

2　市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

（審議会等）

第20条　市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。

2　市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

（総合的な行政サービス）

第21条　市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

第2節　情報共有及び信頼の確保

（情報共有）

第22条　市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に公開し、情報の共有に努めます。

（個人情報保護）

第23条　市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

（説明責任）

第２４条　市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。

（意見及び提案の取扱い）

第２５条　市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

２　市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、必要に応じ公開します。

（行政手続）

第２６条　市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

第３節　国、他の地方公共団体等との連携

（国、他の地方公共団体等との連携）

第２７条　市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

２　市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。

３　市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市との連携に努めます。

第５章　最高規範性等

（最高規範性）

第２８条　他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

２　市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

（条例の見直し）

第２９条　市長及び市議会は、社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、速やかに適切な措置を講じることとします。